

長沼町地区会館条例新旧対照表

旧						新					
別表(第5条関係)						別表(第5条関係)					
施設名	室区分	使用料				施設名	室区分	使用料			
		午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	早朝・深夜 (午後10時から翌日午前8時まで)			午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	早朝・深夜 (午後10時から翌日午前8時まで)
南長沼 会館	休養室	540円	640円	970円	1,940円	南長沼 会館	休養室	550円	660円	990円	1,980円
	保育室	100	210	320	640		保育室	110	220	330	660
北長沼 会館	学習室	210	210	320	640	北長沼 会館	学習室	220	220	330	660
	集会室	2,160	2,700	3,990	7,990		集会室	2,200	2,750	4,070	8,140
中央長 沼会館	休養室	540	640	1,080	2,160	中央長 沼会館	休養室	550	660	1,100	2,200
	保育室	640	750	1,180	2,370		保育室	660	770	1,210	2,420
	学習室	750	970	1,510	3,020		学習室	770	990	1,540	3,080
	集会室	1,400	1,720	2,590	5,180		集会室	1,430	1,760	2,640	5,280
舞鶴会 館	休養室	210	210	320	640	舞鶴会 館	休養室	220	220	330	660
	保育室	210	210	320	640		保育室	220	220	330	660
	学習室	210	320	430	860		学習室	220	330	440	880
	集会室	320	430	750	1,510		集会室	330	440	770	1,540
西長沼 会館	休養室	430	540	860	1,720	西長沼 会館	休養室	440	550	880	1,760
	保育室	210	210	320	640		保育室	220	220	330	660
	学習室	210	210	320	640		学習室	220	220	330	660
	集会室	1,180	1,510	2,260	4,530		集会室	1,210	1,540	2,310	4,620

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。
- 2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。
- 2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。